

# 労働安全衛生法に基づく特別教育に係る 修了証の再交付・書替えについて

## 変更内容

### 変更前

平成18年度以前に実施した特別教育に係る修了台帳の保存期間：30年

平成19年度以降に実施した特別教育に係る修了台帳の保存期間：5年



### 変更後

実施した特別教育に係る修了台帳の保存期間：5年

### 【お問い合わせ】

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構三重支部

三重職業能力開発促進センター伊勢訓練センター

三重県伊勢市小俣町明野685

TEL：0596-37-3121